

## 公益財団法人 全日本軟式野球連盟規定細則(抜粋)

### (目的)

第1条.この細則は、公益財団法人全日本軟式野球連盟規定(以下「規定」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (チーム編成)

第3条. チームの編成は、次により編成しなければならない。

2. 一般チームは、監督を含む選手10名以上20名以内で編成しなければならない。ただし、国体チームは別に定める。
  - ① 大会でベンチに入れる人員は、監督を含む選手20名以内と、選手として登録しない部長(チーム責任者)、マネージャー、スコアラー、各1名とする。
  - ② 総監督、コーチ、マネージャー、スコアラー、を選手として、登録することはできるが、20名の範囲内でユニフォームを着用し、背番号を付けなければならない。
  - ③ 背番号は、監督30番、コーチ29番、28番、主将10番とし、選手は0番から27番とする。

### (不正に関する措置等)

第10条. 連盟主催大会において不正を行ったチームの措置は、次により処理する。

- ① 試合中に発覚した場合は、その試合を没収し相手チームに勝利を与える。
  - ② 試合終了後に発覚した場合は、次の対戦相手に勝利を与える。
  - ③ 決勝戦終了後に発覚された場合は、準優勝チームを優勝とする。
2. 個々の選手の不正は、チームの責任とする。
  3. 試合に関連して、暴力行為を行った選手に対しては、その試合も含め、最低その年度の試合出場を停止する。

### (用具、装具等)

第12条. 連盟主催大会及び支部等で開催する大会で使用する用具、装具及びユニフォームは、次により定められたもの以外は使用できないものとする。

3. バットは、公認野球規則で規定されたもののほか、次による。
  - ① 一本の木材で作った木製バットのほか、竹材、木片などの接合バットであること。木製については公認制度を適用しない。
  - ② 金属・ハイコン(複合)バットはJ・S・B・Bのマークをつけた公認のものに限る。また、色の制限はないが単色以外の場合は連盟の承認を必要とする。

4. 装具の使用は、公認野球規則で規定されるもののほか、次に定めるものを装着しなければならない。
  - ① 捕手用のマスクは、連盟公認のものを使用しなければならない。
  - ② 捕手は、連盟公認のレガース・プロテクター、S・G マークのついた捕手用ヘルメットを装着しなければならない。
  - ③ 打者、次打者及び走者は、S・G マークのついた連盟公認のヘルメットを必ず着用しなければならない。
  - ④ 打者、次打者、走者、ベースコーチはヘルメットを着用しなければならない。一般チームの打者、次打者、走者は両側か片側にイヤーフラップのついたもの。少年・学童部はすべて両側にイヤーフラップのついたものとする。
5. ユニフォーム、スパイク等は、次に定めるものを着用しなければならない。
  - ① 同一チームの監督、コーチ、選手は、同色、同形、同意匠のユニフォームでなければならない。なお、すそ幅の広いストレートタイプのパンツは着用を禁止する。
  - ② 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字またはローマ字による都道府県名を必ずつけなければならない。又、他のものをつけてはならない。なお、右袖には、社章、商標、クラブのマスコット等をつけることは差し支えない。
  - ③ 背番号は0番から30番までとし、参加申込書に記載されている選手は全員必ずつけなければならない。
  - ④ 監督30番、主将10番、少年部、学童部のコーチは29番、28番とする。また、一般チームでコーチをおく場合も29番28番とする。
  - ⑤ 胸のチーム名は日本字またはローマ字で表示し、チーム名の代わりにマークをつけることができる。ただし、統一しなければならない。
  - ⑥ 背番号の規格は、最小限15,2センチ以上。最大限、長さ21センチ、幅16センチ、太さ4センチ以内とする。
  - ⑦ ユニフォームの背中に選手名をつける場合は、全員が背番号の上にローマ字で姓のみとする。ただし、同姓の者がいる場合、名の頭文字を入れてもよい。
  - ⑧ スパイクは全員、同色のものでなければならない。ただし、ワンポイントの商標については同色とみなす。また、学童部は、金属製金具のついたスパイクをしようすることはできない。
  - ⑨ アンダーシャツは全員同色のものでなければならない。
  - ⑩ 帽子は、全員同色、同形、同意匠のもの。また、ストッキングは、全員同色のものでなければならない。
6. 審判員は、審判にふさわしい服装で、連盟公認審判員ワッペンを着用し、服装は、支部において統一すること。また、マスク等装具は、連盟公認のものを使

用しなければならない。

(規定の改廃)

第13条. この規程細則は、理事会の議決を経て改廃することができる。

附則

この規定は、平成 15 年 9 月 24 日より施行する。

平成 18 年 12 月 6 日一部改定

平成 21 年 12 月 4 日一部改定

平成 23 年 12 月 7 日一部改定